

宮崎県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年7月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第47号

宮崎県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県屋外広告物条例施行規則（平成5年宮崎県規則第35号）の一部を次のように改正する。

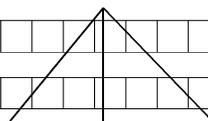
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(条例第21条第3項及び第22条第2項の規則で定める者)	(条例第21条第3項及び第22条第2項の規則で定める者)
第23条の3 条例第21条第3項及び第22条第2項の規則で定める者は、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士（木造建築士を除く。）の資格を有する者とする。	第23条の3 条例第21条第3項の規則で定める者は、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士（木造建築士を除く。次項において「建築士」という。）の資格を有する者とする。
	2 条例第22条第2項の規則で定める者は、建築士の資格を有する者及び屋外広告業の事業者が組織する団体が公益目的事業（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第4号に規定する公益目的事業をいう。）として実施する広告物等の点検に関する技能講習を修了して5年を経過していない者とする。
(除却の届出)	(除却の届出)
第24条 [略]	第24条 [略]
	2 前項の届出書には、表示場所又は設置場所から広告物等を除却した後の当該表示場所又は設置場所のカラー写真を添付しなければ

ばならない。

別記様式第1号、別記様式第3号、別記様式第6号及び別記様式第7号中「㊟」を削る。

別記様式第8号を次のように改める。



屋外広告物安全点検報告書

年 月 日

宮崎県知事 殿

報告者 住 所

氏 名

電話番号

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地、
商号又は名称及び代表者の氏名 〕

広告物等の点検結果を次のとおり報告します。

広告物等の種類			
設置場所			
設置年月日		年 月 日	点検年月日
点検者	氏名		
	住所		
	電話番号		
	資格名称		
点検箇所	点 検 項 目	異常の有無	改善の概要
上基 部 礎 構 造	1 上部構造全体の傾斜、ぐらつき	有 無	
	2 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱ぐらつき	有 無	
	3 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化	有 無	
支 持 部	1 鉄骨接合部（溶接部・プレート）の腐食、変形、隙間	有 無	
	2 鉄骨接合部（ボルト、ナット、ビス）のゆるみ、欠落	有 無	
取 付 部	1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形	有 無	
	2 溶接部の劣化、コーキングの劣化等	有 無	
	3 取付対象部（柱・壁・スラブ）・取付部周辺の異常	有 無	
広 告 板	1 表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落	有 無	
	2 側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損	有 無	
	3 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり	有 無	
照 明 装 置	1 照明装置の不点灯、不発光	有 無	
	2 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水	有 無	
	3 周辺機器の劣化、破損	有 無	
そ の 他	1 付属部材（装飾、振れ止め棒、鳥よけその他付属品）の腐食、破損	有 無	
	2 避雷針の腐食、損傷	有 無	
	3 その他点検した事項（ ）	有 無	

（注） 広告物等の種類により、該当する点検項目がない場合は、「改善の概要」の欄に斜線を引くこと。

備考

- 1 管理者以外の者が堅固な広告物等を点検する場合は、点検者として必要な資格等を有することを証する書面の写しを添付すること。
- 2 点検の結果、広告物等に異常があった場合は、当該異常のあった箇所の改善前及び改善後を撮影したカラー写真を添付すること。

別記様式第9号中「㊟」を削る。

別記様式第13号中「㊟」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 広告物等を除却した後の表示（設置）場所のカラー写真を添付すること。

別記様式第13号の3中「㊟」を削り、同様式備考を削る。

別記様式第14号中「㊟」を削り、同様式注中4及び5を削る。

別記様式第16号及び別記様式第18号中「㊟」を削る。

別記様式第19号中「㊟」を削り、同様式注中8及び9を削る。

別記様式第20号中「㊟」を削り、同様式注を次のように改める。

注 「本人 法人の役員 法定代理人 法定代理人（法人）の役員」は、該当するものを○で囲むこと。

別記様式第21号中「㊟」を削り、同様式注3中「及び屋外広告業」を「並びに屋外広告業」に改め、同様式注中4及び5を削る。

別記様式第23号中「㊟」を削り、同様式注中3及び4を削る。

別記様式第23号の2中「㊟」を削り、同様式注を次のように改める。

注 「届出理由」及び「屋外広告業者と届出人との関係」については、それぞれ該当する番号を○で囲むこと。

別記様式第27号中「㊟」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の宮崎県屋外広告物条例施行規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、
所要の事項を適宜補正して使用することができる。